

# 精神保健指定医

## ①専門医の説明

### I. 概要

第二次世界大戦のナチスドイツに代表される、人権侵害の正当化に精神障害者への不当な処遇が利用された歴史的事実の反省の基に、精神障害者への人権への配慮を義務づけた、精神保健指定医制度が精神衛生法改正（精神保健法の成立）により発足しました（S62）。精神科医療の現場では、精神障害者は病識欠如（精神障害ではないから治療を受けない）によって、障害者本人及びその周囲に多大な損失を招く可能性があり、症状寛解後の社会復帰を阻害する状況も少なくありません。障害者の意にそぐわない状況においても、障害者の適切な医療を受ける権利を擁護するために、精神障害者の人権に配慮した適切な医療・処遇を強制する必要性が生じます。この医療行為と人権への微妙な配慮に迫られる極めて重要な職務の全責任を負う存在として精神保健指定医が位置づけられています。主な職務は、障害者本人と社会へ重篤な損失を招く精神障害者へ対応する措置入院とその解除の判定、精神障害者の保護を目的とした医療保護入院の判定、だけでなく精神障害者への物理的抑制の判定、これら処置の行政への定期報告にかかる診察など幅広いものです（人権に配慮した医療職務と、措置入院の要否判断などの公務職務権限を有します）。精神保健指定医は厚生労働大臣が指定する、専門医制度とは異なる特別の国家資格に準ずる法的資格制度であり、精神科医は“医師法”よりも“精神保健及び福祉に関する法律”に縛られていると言われる所以です。

### II. 受験資格

- ①5年以上の診療経験。そのうち精神科実務経験が3年以上。
- ②精神保健指定医研修会への参加。
- ③ケースレポート8例・・・児童思春期、症状性または器質性精神障害、老年期認知症、統合失調症圏3例（措置入院を含む）、躁うつ病圏、中毒性精神障害。

### III. 認定更新

5年ごとの研修参加。

## 指定医から研修医のみなさんへ～メッセージ～

今後精神科医を目指す方にとって、精神保健指定医資格の取得は必須です。指定医と非指定医の間において行なうことの出来る診療行為・権限の格差のみならず、診療報酬上でも格差（外来初診料）が存在するからです。

三重大学医学部附属病院精神科は総合病院精神科であり、また小児精神を専門とする医師が存在します。ケースレポートの作成に当たって比較的困難と言われる、児童思春期症例、症状性または器質性精神障害の症例に手厚い指導が可能です。三重県内における精神科医療の中心として県内の先輩医師の指導も受けることもでき、関連の病院との連携の中で指定医の修得に向けた配慮がなされます。